

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 平成30年5月1日(火)
午後1時27分から午後2時48分
- 3 場所 第3議員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 事務局出席者 議会事務局主事 高山 智史
- 6 会長あいさつ
- 7 報告事項

市民部長より本日のパッカー車の火災について報告

市民部長:分別収集時に委託業者(アイホク)石仏駅分別収集場所で積込後、火災発生。清掃事務所内で排出したところ一気に燃焼したため消防に連絡、対応。けが人、車両の損傷等なし。原因は現在調査中。(回収した家電製品の中に可燃性のものが含まれていたと思われる。)

8 協議事項

(1) 課題の整理について及び(2) 議会基本条例逐条解説の見直しについて
宮川会長:事前に副議長から提出があった逐条解説についての改善点と今後の課題を10項目ほどピックアップしたものについては、この場で進めるととても1日では終わらないので、後日レターケースに入れさせていただき、議員構成の変更後から本格的に取り組んでいくこととしたいがよいか。

(異議なしの声)

宮川会長:近日中に資料を配布させていただく。

(3) その他

宮川会長:まずは、今後の予定として、5月23日の午後に福岡県中間市議会から視察の申し入れがあった。欠席議員の確認をしたい。

(関戸議員欠席の旨を報告)

宮川会長:今のところ1名ということによろしいか。残りの3件については、執行部あてのため連絡だけさせていただく。

宮川会長:次に議会サポーターについて、チーム長より説明を求める。

鬼頭副会長:まずはスケジュール(案)について、別添資料のと通りの進行を予定している。抽出については、連休明けに無作為抽出により500名

を6段階（18歳から30歳、31歳から40歳、41歳から50歳、51歳から60歳、61歳から70歳、71歳以上）に分けて、人口比率に分配し抽出をする。男女比はおおよそ半々になるとのことだったので特に設定しないこととした。また、基準日は8月1日と設定し、外国人も含めることとした。その他発送等のスケジュール、流れは資料のとおり。また、今回資料として用意していないが、四日市市議会のものを参考にサポーターにどんなことをしてもらおうのかをまとめた資料を付け加えて発送する予定。この資料はできしだい皆さんに確認していただく。郵送するものについて、資料上では③同意書となっているが③依頼書に改める。応募締め切りは6月末とし、応募状況によっては公募も検討していく。公募手段としては、8月1日号の広報に加えて、ホームページ、ほっと情報メールで配信することを予定している。説明会については、7月14日土曜日から21日土曜日までに平日2回、土曜日1回を開催予定。平日は昼の部と夜の部、土曜日は昼開催とし、最終的な日程はチームで決定する。また、委嘱期間は平成30年8月1日から平成31年7月31日までとするが、委嘱式は8月1日の委嘱日に行うべきか、説明会で行うべきか。委嘱期間が1日からなので1日に来ていただくという考え方と、説明会にも委嘱式にも来ていただかないといけないので、説明会の時に委嘱を行うという考え方があるがどちらが良いか。

宮川会長：サポーターの任期は1年であるので、人によって任期にずれが生じないように配慮する必要がある。説明会時に委嘱し、委嘱日は8月1日に統一するという事でしょうか。

鬼頭副会長：委嘱は宮川会長の案でいく。その他、サポーターの傍聴場所、会期の周知方法、議会だよりとホームページに関する意見提出について、議員との意見交換会、謝礼の支払い方法などは現在議論を進めている。

大野議員：サポーターの応募状況によって公募を検討するとのことだが、8月1日だと任期がダブルスタンダードとなってしまうので、7月1日で告知し、ある程度人数を絞った形で公募を行って任期をそろえるべきではないか。

宮川会長：7月1日で作業的に間に合うのか。事務的にこなせるのかという課題がある。また、任期については、8月1日から1年というふうに定めるとすれば、本来の任期に合わせるのも一つの手法だと考える。

梅村議員：公募も同時にといいのもいいが、もともとまずは無作為抽出を行い、公募は足りない時にといいスタンスのはずなので、任期のずれは仕方がないと考える。

大野議員：市民討議会の時にも無作為では全体の数パーセントしか集まらな

かったので、あらかじめ不足分を見越して公募してもよいのではないか。
宮川会長：あらかじめ欠員が出るのを見越してという意見だった。他に意見も無いようなら今の意見で進めていくことになると思うがよいか。

堀議員：基本的に欠員という概念はない。要綱上は一年任期としているので、人によって任期の開始をずらして任期を短くすることはできない。また、理屈としては、無作為抽出により依頼してから公募という2段階方式になるべきである。

宮川会長：まずは、公募のタイミングをどうするのか。

大野議員：ある程度的人数はいたほうがよいということで先ほど提案した。

黒川議員：定員は100名としているが、なかなかそこまで集まるとは考えていない。無作為抽出によってサイレントマジョリティーからの意見を吸い上げることを目的としている。そういう意味では、無作為抽出を第一とすべきだが、昨年の市民討議会の例から言っても、そう期待が持てるものでもなく、せいぜい20名程度だろうと思う。全体として予算的には50名程度確保しているので、公募をかける場合は30人以内とするなど以内表示で公募のほうも時機を失しないようにやっていくのも一つの考え方だろうと思う。要綱上は「または～」となっており、選択的な位置づけがされている。ただ我々が今後進めるうえで無作為抽出を第一として公募も進めていくと任期がダブルスタンダードとなるのではないかという懸念もあるのでこういったことはできるだけ避けていきたいということから公募の時期もそう遅らせるわけにはいかないと考える。

梅村議員：確認だが、広報7月号の原稿締切はいつか。

議会事務局主事：広報7月号の締切は5月23日、8月号は6月22日。週明けぐらいのところで原稿をもらえれば掲載は可能と考える。

宮川会長：チーム長としてはどうか。

鬼頭副会長：やはり任期がばらばらになってしまうことが引かかる。間に合うのであれば7月号の広報に掲載したい。

堀議員：私は任期がばらばらになることには引かからない。何が弊害になるのかをもう少し明確にしたほうが良いと思う。

宮川会長：要綱に定められているから任期を1年から短縮することはできないということだったが、良し悪しは抜きにして要綱を変えるという方法もあるのではないか。要綱に引きずられるのではなく、我々が何をやりたいのかを基準に考えた要綱の作り方というのも可能ではないか。

黒川議員：任期が1年であるなら1年で、委嘱替えの時期が多少ずれても構わないと考える。

宮川会長：無作為抽出枠と公募枠が毎年1月程度ずれていくという前提で考

えていく。どこに課題があるのかも分からないのでとりあえず始めてみようというのが本音だと思う。先ほど述べたように、こちらの準備が間に合うようであれば、日にちのずれは少ないほうが良いと思うし、説明会の関係もあるので7月号広報での告知に間に合うように進めるということによいか。

(異議なしの声)

宮川会長：7月1日の告知に間に合うように進める。6月末締切の返信方法はどのように想定しているのか。

鬼頭副会長：返信用の用紙と返信用封筒を同封し、返信してもらう。

宮川会長：説明会の説明員をどうするか。

黒川議員：新体制になってからチームで対応する。

鬼頭副会長：今日お示しした資料はあくまで案であるため、お気づきの点があればお知らせいただきたい。

9 その他

黒川議員：連絡事項として、本日から10月末までクールビズなのでご承知おきを。

大野議員：継続課題ということでもよいが、11月ごろに行われる議会報告会だが、次計画公表後に実施計画をもとに政策課題を抽出して市民の皆さまと意見交換するという会にしていきたい。予算審議の直前も必要だと思うが、実施計画公表後の時に開催するべきであると提案させていただく。

宮川会長：次期会長に申し送る。

大野議員：議会BCPの策定が課題として残ったままになっている。大津市議会が議会BCPの先進地である。7月、8月の申し込みがすでに始まっており、市のバスが空いているところで議会基本条例推進協議会、議員互助会のどちらかでタブレットと併せて視察に行きたい。

木村議員：BCPももちろんそうだが、行政評価についてなどいろいろ課題がある中で、行先についてもう少し議論をしたほうがいいのではないか。

大野議員：あくまで提案ではあるが、大津市議会は視察受入日が大変限定されており、2年ほど前から大津市議会という話が上がっていたが実現できなかった。市のバスと予定が噛み合えばと思っている。議員互助会で行くべきか議会基本条例推進協議会で行くのかという課題は残っているが予約をしないと受け入れてもらえないので。

宮川会長：木村議員からの意見もあったし、私もそれだけがすべてとは思っていない。どのように図るべきか。例えば木村議員が言っていた行政評価についてとなるとどこが候補に挙がるのか。

木村議員：今まで行ったのは飯田市議会と田原市議会。それからもう6、7年経ってしまっているのので、状況の変化を見てみたいと思っている。どの課題にもメリットとデメリットがあり、進めていくうえで困難さもあるので、上手くいっているところがあれば視察するべきだと思う。

宮川会長：執行部側の処理能力と議会の処理能力が上手に噛み合っ初めて実効を持つので、その部分を自治体の規模でみるのかシステムでみるのかで視察場所も違ってくると思う。

議会事務局主事：大津市議会の受け入れ可能日の中で市のバスの予約状況を確認したところ、現時点で視察可能な日は8月9日のみ。

宮川会長：行政評価についてであれば、7月8月にこだわる必要もないので、一定の方向性を決めて臨時会後の協議会で決定すればよいがどうするか。

木村議員：行政評価でいうと、デメリットとして執行機関側に一定の負担を負わせることになる点がある。そのあたりの考え方と、議会の総意で決めたとしてもその効果という点でいけばなかなか難しいというのが前回までの飯田市議会、田原市議会を視察したうえでの結論だったため、その後の変化を見るべきだと思う。

宮川会長：岩倉市の予算編成のタイミングというのもあると思うが、いくつかの市では決算について9月に提案し、12月に議決するところもある。本市の9月議会決算というところに固執する必要があるのかということも打開策につながると思う。例えば、9月提案の12月議決であればぎりぎりに執行部側のものが出てきたとしても、3か月間じっくり継続案件として12月定例会に臨むことも可能になってくる。執行部側の予算編成のタイミングもあるので、それが岩倉市に向いているのかということも課題として残っている。

黒川会長：行政評価というのは、以前、飯田市議会、田原市議会に行った時には議会自らが行政評価を行う。つまり、事業評価あるいは施策評価のやり方を学びに行った。しかし、それをやろうとすると行政側から一定の資料をいただく必要があり、我々自身が持っているものだけではとてもできないというところがあるため、それを打開しようかということでも時間だけが過ぎてしまった。私が今考えているのは、執行部側はいわゆる行政評価として施策評価をしている。取りまとめの時期が10月、11月ごろになってしまうが、夏ごろには決算に合わせた形で各課レベルでの施策評価はやっていると思う。集計のため時期がずれ込んでしまっているの、9

月定例会に向けて我々がいかにそうした情報をいただくのかということである。中間評価でも示していただけるかどうか。当局の行った施策評価を今度は我々が検証していくというやり方のほうが合理的であると考え。我々自身をはじめからやろうと思うのは土台無理な話なので避けたほうが良いと思う。決算認定にあたって政策資料として施策評価、中間評価を資料として提供させることが一つのポイントだろうと思う。

木村議員：黒川議員の言うとおりで、年度末には各課で大体の施策評価をしている。4月に二次評価などをした後、文章を整理して三役に説明するのが夏から秋にかけて、議会に示すのが10月を過ぎてからとなってしまうが資料はあるにはあると思う。それをいただいてやるという方法ならできるのではないかと考えている。

宮川会長：監査をやられた方ならわかると思うが、夏ごろには監査のほうに一定の資料が提出されていることから、これぐらいの時期には各課からのまとまったものはあると考えている。監査は監査で進んでいるが、そこで一定の結論が出ていないものに対して、同じ資料に基づいて議会としてそれをどう精査するのか。要は、執行部と監査と議会という三角関係の位置づけと取り組み方を整理したうえで、議会としてどのタイミングでやるのかという話になると思う。

大野議員：どちらにしてもすべての事業はできないので、議会として施策評価するのは10事業程度に決めて、決めたものについては執行部側の評価結果をもらい、議長により総務、厚生それぞれ5つずつ程度に整理したものに対して施策評価をしたほうが執行部からも協力を得やすいと思う。まずは、全事業についてではなく、ピックアップして取り組んでいくことで始めてみるのが大事。何をピックアップしていくのかは、総務、厚生の委員長の下で決めていくほうがより分かりやすいと思う。

木村議員：その通りだと思う。手法についてはいろいろあり、岩倉に合った一番いい方法をとるべきだと思う。先進地を見に行くという話であれば、そうしたやり方も含めて確認を取って見に行く必要があると思う。飯田市、田原市では何年もやっているのだから、状況を調べながら視察先として挙げていくことも必要だと思う。行政評価で行くのか、他の課題もたくさんあるので問題意識を持っているところで意見を出し合って検討していく必要がある。貴重な視察の機会なので、安易に選ぶのではなく、成果になるものを選ぶべきだと思うので、そうした立場で議論してほしい。

宮川会長：行先は保留として、日程的に8月9日または10日で都合の悪い方はいるか。

(10日は都合の悪い議員あり)

宮川会長：今のところ8月9日であれば全員都合がよいようである。そのため、日にちについては確定とし、視察項目と行先については、可及的速やかに決めていくということをお願いしたい。

堀議員：議論を聞いていて、事務事業評価と施策評価の違いを踏まえたうえで議論していかないといけない。大野議員が言っている事業を10程度に絞ってというのは現実的であると思う。執行機関がやっているのは施策評価であり、私も一般質問で市長に子育て送迎ステーションの事務事業評価をやらなければいけないと問いかけたらそれも大事だと思っているとの回答だった。しかし、執行機関は事務事業評価という細かいところでの評価を行っていない。それを議会としてやれということのかということをよく考えないといけない。また、監査の付属資料である主要施策の成果報告書をまとめるときの考え方と施策評価の中で出てくるものとは若干レベルが違うので、宮川会長が言うように皆さんが理解されているならそれはそれでよいが、統一された理解がされていないのではないか。

宮川会長：こちらが欲しい資料が手に入るのかということと監査の前段として出てくる資料というのはもむ前の資料なので出てきた分については、監査は監査なりの意見や、さらなる資料の提出を当然求めたうえで、より高い精度を積み上げているというのが本来の監査の在り方だと思う。違いがある中で、その違いがどこまで、どう違うのかということのを感覚的につかんでいる議員はなかなか少ないと思う。ただ、一つのたたき台としては、方向性はその段階では出来上がってきているのではないかということである。我々議会としては前々からの懸案事項であるので、これに関しては真摯に、前向きに考えていきたいと思う。

視察日程について、先ほどの日程以外のところで考えるとするとどのタイミングが良いか。

(7月10日から8月10日までの間でどうかとの声)

宮川会長：大津以外の視察先も検討しなければならない。

大野議員：早めに抑えないと他の市議会の視察が入ってしまう。

宮川会長：とりあえずとして、視察は8月9日大津市議会を仮押さえする。施策評価についても含めてどこかいい視察先があれば提案してもらい、決定していく。

黒川議員：住民監査請求について、市長から措置状況が監査委員に出され、

監査委員から私に結果報告があったので、皆さんにもお知らせした。なかなか読み解くのが難しいと思うので、監査委員の堀議員に話せる範囲内で結構なので、なぜ市長はあのような措置状況を講じたのか、どこに論点があるのか、なぜ監査委員の勧告に従わなかったのかを説明いただきたい。

堀議員：まず、前段階として行政監査を行ったことは皆さんご承知のことと思う。20数万円の補助金が不正に支給されたのではないかという点で監査委員事務局から執行機関へ不正に支給された分について、監査委員から瑕疵の割合でもって職員、業者負担で返還すべきとなったことを勧告したことに対して、TSマークが張られていない2件分に対してだけ返還を要求するという措置になった。それについて、住民から住民監査請求が出された。その歳入行為に対して、市から事業者に返還請求しなさいという債務負担行為が発生したことをもって、それから起算して1年以内であれば住民監査請求ができるということで請求がされた。監査としてもその期日から1年以内であったということで、2件分しか返還を要求しなかった行為について、おかしいのではないかということで成立要件に該当するため監査を受けることになった。結果として、前回の行政監査と同じように今回も執行機関側はTSマークが貼付されていなかった2件分については、補助金の要綱の要件に該当しないためとして、残りの分は請求しないということに終始した。それがなぜかという、執行機関内部で前回の判断に齟齬が生じないように対応したのだろうというのが監査委員として感じたところである。ただし、私だけでなく監査委員事務局も含めて、今回の監査に対して従わないということについては、非常に残念というか一部憤りをもっていることも申し添えておく。

黒川議員：もう一点お聞かせいただきたいが、文書の最後のほうに1年ルールについて法的疑義があるとあるが、これは監査の解釈と真っ向からぶつかるものだと思う。監査はなぜ1年ルールがあるにも関わらず過去のものについて取り扱うことができるかと解釈したのか。

堀議員：簡単に説明するのは難しいが、あの文章は弁護士に相談して、弁護士が書いた文章だと思っている。さっき言ったように5年前なので基本的には監査対象にならないが、今回の行政監査により市が返還してから1年以内だったので、その支出負担行為に対しては監査対象になる。判例もとてもややこしく、あそこで記述されているのは判例のうちごく一部を引用したものであり、非常に微妙なものであると思う。監査の中ではあの記述は間違いであると思っているし、公定力という言葉が使われていた。これも事業者の指定については、行政処分として公定力が働くが、補助金というのは私的契約であるが混同されてしまっていると思う。誰に非があるか

という執行機関であり、取り消しをしなかったことについて公定力を生かすということであいまいにまとめられてしまっているが、それも間違いだと思っている。

黒川議員：今回の件については、監査委員としては市長が行った措置ということで残念ではあるが受け入れるしかなく、監査委員としてはそれ以上できることはないということか。

堀議員：監査委員としてはない。議員としてやるしかない。

黒川議員：唯一あるとすると監査請求者が、住民訴訟を起こすことは可能か。

堀議員：可能。

次回開催日程について

宮川会長：次回は5月16日（水）午後1時30分からとする。項目については後日。